

財関第685号  
平成24年6月29日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長事務代理  
大臣官房審議官 石原一彦

### 関税法基本通達等の一部改正について

本年7月1日に中部空港税関支署中部外郵出張所が管轄変更となること、総合特別区域において講じる規制の特例措置等を踏まえ、所要の整備を図るため、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成24年7月1日（ただし下記第8については同年12月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 輸出入・港湾関係情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。